

シンジェンタは、最大限の高い倫理観と誠実さをもってビジネスを行うことを約束します。この注文書に承諾頂くことで、売主の皆様には「Compliance: A guide for third parties (コンプライアンス指針)」の内容をご了承頂きます。完全版はこちらのリンク (<http://www.compliance.syngenta.com>) より確認頂けます。

## 1. 解釈と定義

### 1.1 本条件における解釈と定義:

「買主」とは、正当な代表者により代表される シンジェンタ 株式会社を意味します。「本条件」とは、本書に定める購買条件書を意味し、第 3.1 条 (ii) 及び (iii) に従った、注文書に記載された条件及び仕様書その他の書面を含みます。「本契約」とは、本条件及び各注文書を意味します。

「納品先」とは、注文書に記載された納品先を意味します。

「本商品」とは、注文書に記載されている商品を含みます。

「注文書」とは、本条件が適用される買主の本商品及び又は本サービスを購入する旨の注文書を意味します。複数の分割により納入される本商品又は複数の段階にわたり履行される本サービスを対象とする注文書は、単一の注文書とみなされます。

「料金」とは、本商品の料金又は本サービスの料金を意味します。

「売主」とは、注文書に記載されている売主を意味します。

「本サービス」とは、注文書に記載されているサービスを意味します。

「仕様書」又は「仕様」とは、本商品又は本サービスに関するすべての計画、図面、設計、データその他の情報が含まれます。

「書面」には、ファクシミリ送信、電子メール及びそれと同等の通信手段が含まれ、これらに限定されません。

1.2 本条件において参照される法令又は規則は、当該時点で最新かつ有効な法令又は規則とします。

1.3 本条件の見出しは便宜上のものであり、その解釈には影響を与えないものとします。

## 2. 購入

2.1 注文書は、買主による売主からの本商品の購入及び又は売主から本サービスの提供を受ける申込を構成します。

2.2 本条件は、本契約に適用されるものとします。但し(1)売主が買主に提示した見積りの前提条件、又は(2)売主によって注文書が承諾された条件が、本条件と異なる場合にはその異なる条件が優先されるものとします。

2.3 売主が注文書を受領した日から7日以内に買主に対して書面で異議を通知しない限り、売主は注文書を承諾したものとみなします。

2.4 注文書又は本条件の変更は、買主の権限ある代表者と売主との間で書面による合意がない限り、拘束力を有しません。

## 3. 仕様書

3.1 本商品及び又は本サービスの量、品質及び内容は、本条件の下、(i) 注文書(ii) 買主が売主に提供した仕様書又は売主が作成し買主が同意した書面、又は(iii) 発注後に注文書と異なる内容につき買主が同意する書面のいずれかに記載されるものとします。

3.2 本契約に関連して、仕様書における著作権、意匠権その他の知的財産権とともに、買主が売主に提供した又は売主が買主のために特別に作成した仕様書は、買主の独自の財産に帰属するものとします。売主は(1) 売主の過失によらずに公知のものとなる場合又は(2) 法律もしくは本契約の目的のために必要な場合を除き、仕様書を第三者に開示したり、利用したりしないものとします。なお、買主と売主が別途合意しない限り、本サービス及び又は本商品の提供に関連して、売主によって作成された分析、創作的な資料、レポート、発明、改善及び文書その他の成果物、並びにそれに内包されるすべての知的財産権(総称して「成果物」)は、買主の独自の財産に帰属するものとします。買主の要求に応じて、売主は成果物をすべて買主に無償で譲渡するものとします。

3.3 売主は、本商品の製造、包装、梱包及び納品及び又は本サービスの実施に関して適用されるすべての法令を遵守するものとします。

3.4 売主は、売主又は第三者の施設における製造、加工又は保管中に、本商品の検査及び試験を目的とした買主の要求を不当に拒絶しないものとします。さらに、売主は、検査及び試験において合理的に必要とされるすべての設備を買主に提供するものとします。

3.5 買主が検査又は試験を行った結果、本商品において本契約のすべての条件が遵守されておらず、買主が、検査又は試験から7日以内に売主に対してその旨を通知した場合、売主は本契約を遵守するために必要な措置を講じるものとします。売主が本契約に違反した場合は、買主は本契約を解除することができます。

3.6 本商品は、買主の指示及び運送業者に適用される規則又は要件に従った表示がなされ、損傷のない通常の状態で目的地に到着するよう適切に梱包され、取扱われるものとします。

## 4. 本商品及び本サービスの料金

4.1 本商品及び又は本サービスの料金は、注文書に記載され、別途の定めがない限り、包装、梱包、出荷、保険及び納品先への本商品の配送費用及び租税公課・関税を含むものとします。

4.2 買主の書面による事前の同意がない限り、売主は、原材料費、労務費、輸送費の増加、為替相場の変動などによる料金の引き上げは行わないものとします。

## 5. 支払

5.1 売主は、本商品の納品後又は本サービスの履行後、買主に対して請求書を発行するものとします。各請求書には注文番号を記載するものとします。

5.2 買主による請求書の支払条件は注文書に記載するものとします。

5.3 買主は、売主に対して有する債権と本契約の代金債務を相殺できるものとします。

6.1 注文書に記載された日付又は期間内(買主の通常営業時間内)に、本商品は納品

先に納入され、又は本サービスが履行されるものとします。

6.2 本商品の納品日又は本サービスの実施日は、買主が注文書に指定することができます。この場合、買主は売主に対して合理的な期間をおいて事前に通知を行うものとします。

6.3 本商品の納品及び本サービスの履行は注文書に記載された期限を遵守するものとし、売主が期限を遵守しない場合は、第9.2.5条における重大な違反とみなします。また、第6.9条その他の規定にかかわらず、買主による本契約の解除事由になるものとします。

6.4 売主は、別段の合意なき限り、本商品の納品に際して注文書等を本商品の外部又は任意に表示するものとします。

6.5 本商品が分割で納品される場合、又は本サービスが複数回にわたり履行される場合でも、本契約は単一の契約として扱われ、分離されることはありません。

6.6 買主は、本契約に違反して納品された本商品の受領を拒否することができるが、売主の納品後、外観上明白な欠陥がないか検査するための合理的な期間(納品後10日を超える期間)が経過するまで、買主が本商品を受領したものとみなされません。買主が本商品を受領した場合でも、その他の欠陥(潜在的その他の欠陥)に関して、第8条の保証及び補償に関する買主の権利行使に影響を与えるものではありません。

6.7 売主は、買主が本商品又は本サービスを受領するために必要な指示その他の情報、納品時又は納品後速やかに(納品日から7日以内に)買主に提供するものとします。

6.8 買主は、買主が本商品を受領したか否かにかかわらず、売主に本商品の包装資材又は梱包材を返却する義務を負いません。

6.9 注文書に記載された数量より少ない数量の本商品が納品された場合は、第6.3条及び本条に基づく措置に加えて、買主は、売主に対して①未納の本商品を直ちに納品するか、又は②未納の本商品の納品を拒絶して相当額を料金を割り引くよう請求することができるものとします。注文書に記載された数量より多い数量の本商品が納品された場合、買主は、①過剰な納品の受領を拒否して過剰な納品により負担した費用を売主に請求するか、又は②過剰な納品を受領し相当する料金を売主に支払う権利を有するものとします。買主は、受領を拒否した過剰な納品を返却する義務を負わず、売主が買主の拒否通知から10日以内に過剰な納品を回収しない場合、買主は、売主が過剰な納品分を放棄したのとして任意に処分するか、又は、売主の費用でそれらを保管し、売主に通知したものとします。

## 7. 危険負担と所有権

7.1 注文書に INCOTERMS が規定されている場合、本契約は INCOTERMS 2010 に準拠します。注文書に INCOTERM が規定されていない場合は、別段の合意がない限り、第7.2条が適用されます。

7.2 本商品の損傷又は損失の危険負担(納品完了前に存在する本商品の欠陥に起因する損害又は損失を除く)は、本契約に従って買主が本商品を受領した時点で買主に転移するものとします。

7.3 本商品の所有権は、本商品の出荷又は納品前に買主により代金の支払いが完了していない限り、買主が本商品を手渡しした時点で売主の出荷元で運送業者に引き渡された時点で、買主に転移するものとします。但し、事前に買主により代金の支払いが行われた場合、本商品の所有権は当該支払時に買主に転移するものとします。

## 8. 保証及び責任

8.1 売主は、別途の期間が注文書で指定されているか又は売主によって提示されていない限り(いずれか長い方の期間が適用されます)、本契約に基づいて納品された本商品について、本商品の納品日から12ヶ月間(買主により買主に対して下記の8.1.1乃至8.1.4に記載の内容の保証を提供するものとします。

8.1.1 注文が行われた時点で売主が認識している本商品の目的に適合する十分な品質のことであること。

8.1.2 設計上、物理上及び製造上の欠陥がないこと。

8.1.3 仕様書又はサンプルに適合していること。

8.1.4 本商品の製造、生産、輸送、販売及び又は宣伝に適用されるすべての法令及び規制を遵守していること。

8.2 売主は、適切な資格を有する訓練を受けた人員によって、すべての適用法令及び規制に準拠して、買主が合理的に期待する善良なる管理者の注意義務と高度な品質基準に基づいて、本サービスが履行されることを買主に保証するものとします。本サービスが買主の敷地内で履行される場合、売主は、(i) 本サービスの履行に関連して、買主、その財産若しくは従業員、又は売主自身の従業員若しくは代理人の被った損害を補償するために十分な金額の賠償責任保険を付保し、(ii) 売主に買主の健康、安全及び環境に関する方針及び規則を遵守し、かつ(iii) 売主の従業員又は代理人が、買主の敷地内に入る間に開示又は提供される情報の機密を遵守することを保証するものとします。

8.3 他の救済手段に加えて、本契約に基づいて本商品又は本サービスが提供又は実施されない場合、買主は下記の第8.3.1条又は第8.3.2条に規定される権利を有するものとします。

8.3.1 買主は、売主に対して、7日以内に、本商品の修理又は本契約に従った代替品若しくは本サービスの提供を請求できるものとします。

8.3.2 買主は、買主の裁量で、買主がすでに売主に対して本商品の修理又は代替品若しくは本サービスの提供を要求していたか否かにかかわらず、売主の違反を理由として本契約を解除し、(1) 支払済代金の一部の返金を請求するか、又は(2) 欠陥

本商品及び又は本サービスを第三者に修理及び又は提供させ、それにかかった費用を売主に請求することができる。この場合、買主は、かかる費用の償還請求権と売主に対する代金の未払い分を相殺できるものとする。

8.4 売主は、下記の第8.4.1条乃至第8.4.5条に規定した事由又はそれに関連して、買主が被った又は支出したすべての責任、損失、損害及び費用(訴訟費用を含む)について、買主に対して完全な補償を行う責任を負うものとします。

8.4.1 本商品又は本サービスに関する売主の保証の違反

8.4.2 本商品又は本サービス(又はその輸入、使用若しくは再販)が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他の知的財産権を侵害したとする申立て(申立てが買主によって提供された仕様を遵守したこと起因する場合を除く)。

8.4.3 本商品又は本サービスに適用される消費者保護関連法規に基づくすべての責任

8.4.4 本商品の提供、納品及び設置における売主又はその従業員、代理人若しくは下請業者の行為又は不作為

8.4.5 本サービスを実施する売主の行為又は不作為。

8.5 売主又は買主のいずれも、当該本商品又は本サービスに関連する義務の履行の遅延又は不履行が当事者の合理的な支配の及ばない不可抗力による場合は、それを理由として本契約に違反しているとはみなされず、相手方に責任を負うことはないものとします。以下の第8.5.1条乃至第8.5.4条に規定する事由を当事者の合理的な支配の及ばない不可抗力とみなします。

8.5.1 天災、爆発、洪水、暴風雨、火災又は偶然的事故

8.5.2 戦争又は戦争の脅威、反乱、内乱又は徴用

8.5.3 輸入若しくは輸出規制、又は禁輸措置

8.5.4 ストライク、ロックアウトその他の労働紛争。

但し、設備の故障やライフライン(電気、ガス、水道・通信等)の供給の中断は、当事者の合理的な支配の及ばない不作為とはみなさないものとします。

## 9. 終了

9.1 買主は、本商品の納品又は本サービスの実施に先立ち売主に対して通知することにより、本商品又は本サービスの全部又は一部に関する注文を取消すことができるものとします。その場合の買主の責任は、売主が当該注文を履行するために負担した費用の償還に限定されるものとします。なお、かかる費用の償還は、領収書等の合理的な確実資料の提出を条件とします。

9.2 買主は、以下に規定するいずれかの事由が発生した場合、売主に通知することにより、売主に対して責任を負うことなく本契約を解除できるものとします。

9.2.1 売主について破産、民事再生その他の倒産手続が開始した場合

9.2.2 売主が解散又は清算手続を開始した場合

9.2.3 売主が事業を中止又は中止する潜在的な可能性がある場合

9.2.4 買主は、売主に関して上記第9.2.1条乃至第9.2.3条に規定するいずれかの事由が発生したと合理的に判断した場合、それを売主に通知します。

9.2.5 売主が本契約の重大な違反を行った場合(本契約の第10条(贈収贈止義務)の違反を含む)これに限定されない。

## 10. 贈収贈止義務

10.1 売主は、売主とその下請業者、従業員、代理店及び代理人が、本契約に基づく売主の業務に関連するすべての適用法令、並びに本契約に基づく取引に適用される贈収贈止に関連する法令及び規制(米国外国腐敗行為防止法(FCPA)及び英国贈収贈止法2010を含む)がこれらに限定されない)を完全に遵守することを表明し、保証します。本契約の期間中、これらの法令を遵守し続けるものとします。売主から提供される合理的な贈物及び接待はすべて、適用されるすべての法令及び規制を遵守するものとします。

10.2 売主は、直接又は間接を問わず、本契約の履行に関連して、ビジネス上の不正な利益の取得を目的として、公務員又は取引先(個人、機関、営利組織及び非営利組織を含む)に対して、金銭の支払いその他の優遇措置の提供又は約束を行わないものとします。

## 11. 紛糾

11.1 買主は、Syngenta AG を持株会社とする企業グループの一員であり、買主は、自ら又は他のグループ会社を通じて、本契約に基づく権利を行使し義務を履行します。買主がグループ会社を通じて行為する場合には、当該グループ会社の行為又は不作為は、買主自らの行為又は不作為とみなされず。

11.2 買主は、買主の書面による事前の同意なしに、本契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡又は委任する、又は第三者に義務を履行させることはできません。

11.3 本契約に基づいて当事者が相手方々に通知する際は、当事者間で別段の合意のない限り、当該相手方の登記上の本社、主な事業所、又はその時点で通知を行う当事者に本規定に従って通知されるその他の住所宛てに書面で行われるものとします。

11.4 売主は、(i) 本契約に関連して買主によって口頭又は書面により提供された情報(買主によって提供された仕様書を含む)がこれに限定されない)、(ii) 買主の要求に従って売主が特別に用意した仕様書の機密を保持し、(iii) そのような情報は、本契約の義務を果たすために必要な従業員又は代理人のみ開示し、(iv) かかる従業員又は代理人がそのような情報の機密を保持するように合理的な注意義務を尽くし、適切な措置を取るものとします。本第11.4条は、本契約終了後5年間存続するものとし、本条の違反は、第9.2.5条に基づく本契約の重大な違反とみなされるものとします。

11.5 買主が売主の特定の重大な違反を免責した場合でも、売主によるその他の違反を免責するものとはみなされません。

11.6 政府機関が、本契約の一部又は全部が無効又は執行不能であると判断した場合でも、本契約のその他の条項の有効性は、その影響を受けないものとします。

11.7 本契約は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所が専属管轄権を有するものとします。

11.8 本契約は当事者間の完全かつ最終的な合意であり、当事者間の事前の合意、理解又は議論(口頭・書面のいずれもを含む)については、本契約が取って代わるものとします。

更新日: 2018年2月12日